

予 防 査 察

予防査察は、消防対象物の火災を予防するため、消防職員が消防法第4条、第16条の5の規定に基づき消防対象物、危険物施設等に立ち入り、消防用設備等の状況及び危険物の貯蔵取扱状況について検査を実施し、検査結果を関係者に通知して防火防災上の指導を行う行為です。

本消防組合では、不特定多数の者が出入りする防火対象物、災害発生時に自力避難困難者が利用する施設及び危険物施設を重点に査察し、火災予防上の不備欠陥事項の改善指導を行っています。



1 査察実施状況

(平成28年度)

区分 (令別表)		署 別	総 計	守 口	門 真
		総 計	1,107	489	618
1	イ	劇 場 ・ 観 覧 場 等	2	1	1
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	13	6	7
2	イ	キ ャ バ レ ー ・ カ フ ェ ー 等	—	—	—
	ロ	遊 技 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル	8	2	6
	ハ	性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗 等	—	—	—
3	イ	待 合 ・ 料 理 店 等	—	—	—
	ロ	飲 食 店	15	9	6
4		百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト 等	81	33	48
5	イ	旅 館 ・ ホ テ ル ・ 宿 泊 所 等	15	7	8
	ロ	寄 宿 舎 ・ 下 宿 ・ 共 同 住 宅	259	70	189
6	イ(1)	特 定 診 療 科 名 を 有 す る 病 院 等	—	—	—
	イ(2)	特 定 診 療 科 名 を 有 す る 有 床 診 療 所 等	—	—	—
	イ(3)	(1) 以 外 の 病 院、(2) 以 外 の 有 床 診 療 所 等	18	12	6
	イ(4)	無 床 診 療 所 ・ 無 床 助 産 所	9	5	4
	ロ(1)	老 人 短 期 入 所 施 設、有 料 老 人 ホ ー ム 等	83	48	35
	ロ(2)	救 護 施 設	—	—	—
	ロ(3)	乳 児 院	—	—	—
	ロ(4)	障 害 児 入 所 施 設	—	—	—
	ロ(5)	障 害 者 支 援 施 設、共 同 生 活 援 助 施 設 等	5	4	1
	ハ(1)	老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 等	15	5	10
	ハ(2)	更 生 施 設	—	—	—
	ハ(3)	助 産 施 設、保 育 所、児 童 養 護 施 設 等	35	20	15
	ハ(4)	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 等	4	4	—
	ハ(5)	身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー、障 害 者 支 援 施 設 等	10	6	4
	ニ	幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	13	4	9
7		小 ・ 中 ・ 高 等 学 校 等	7	5	2
8		図 書 館 ・ 博 物 館 等	—	—	—
9	イ	蒸 気 浴 場 ・ 熱 気 浴 場 等	—	—	—
	ロ	イ 以 外 の 公 衆 浴 場	4	2	2
10		車 両 の 停 車 場 等	1	—	1
11		神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会 等	16	1	15
12	イ	工 場 ・ 作 業 場	52	21	31
	ロ	映 画 ス タ ジ オ 等	—	—	—
13	イ	自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	5	3	2
	ロ	飛 行 機 の 格 納 庫 等	—	—	—
14		倉 庫	40	9	31
15		前 各 項 に 該 当 し な い 事 業 場	48	16	32
16	イ	特 防 を 含 む 複 合 用 途 防 火 対 象 物	148	72	76
	ロ	イ 以 外 の 複 合 用 途 防 火 対 象 物	49	27	22
17		重 要 文 化 財 等	1	1	—
18		50 メ ー ト ル 以 上 の ア ー ケ ー ト	—	—	—
20		総 務 省 令 で 定 め る 舟 車	—	—	—
危 険 物 施 設			144	94	50
少 量 危 険 物 貯 蔵 取 扱 場			5	2	3

		総 数	守 口	門 真
住宅防火診断		1,324	575	749

※ は特定防火対象物 (特防)